和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則 (趣旨)

第1条 この実施細則は、和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する規則(昭和50年教育委員会規則第5号。以下「規則」という。)第7条の規定により、規則の実施について必要な事項を定めるものとする。

(開放の日時等)

第2条 学校施設の開放を行う学校施設の種類、日時等は、次の表のとおりとする。

学校施設の種類		曜日等	時間帯	備考		
運動場	休日等以為	外の水曜日	15時から18時まで	小学校及び義務教 育学校に限る。		
	休日等		9時から18時まで			
	<del>化</del> 口签N	月曜日から金曜日 まで	中学校に限る。			
屋内運動場	休日等以 外の日	月曜日、火曜日、 木曜日及び金曜日	18時から22時まで	小学校及び義務教 育学校に限る。		
		水曜日	15時から22時まで	月子仪に敗る。		
	休日等		9時から22時まで			
運動場(夜間照						
明設備の使用を	日曜日等」	以外の日	19時から22時まで	中学校に限る。		
伴う場合)						

#### 備考

- 1 この表及び第6条において「日曜日等」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する 法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 この表において「休日等」とは、日曜日等並びに和歌山市立学校管理規則(昭和33年 教育委員会規則第2号)別表1に定める学年始休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年 末休業日をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、12月29日から翌年の1月3日までの間は、学校施設の開放を 行わない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、学校教育上の支障その他の事由があるときは、開放学校の学校 長又は教育委員会は、学校施設の開放を取りやめ、又は学校施設の開放を行う日時等を変更す ることができる。

(運営委員会)

- 第3条 運営委員会は、おおむね次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 学校施設の開放(夜間照明設備の使用を伴うものを除く。以下この項において同じ。) の計画を作成すること。
  - (2) 運営委員会を毎学年(和歌山市立学校管理規則第2条第1項に規定する学年をいう。次条において同じ。)2回以上開くものとする。
- (3)日程調整会議(学校施設の開放を利用する者(「利用者」という。)相互の利用について 調整することを目的に開催する会議をいう。)を毎学年3回以上開くものとする。ただし、

運営委員会と合わせて開催してもよい。

- (4) 第1号の計画並びに利用者及びその利用の状況を教育委員会に報告すること。
- (5) 学校施設の開放を利用する団体、開放学校、教育委員会その他関係する機関との連絡調整をすること。
- (6) 学校施設及びその備品等を点検すること。
- (7) 規則第2条第1項の許可の内容を確認し、開錠、施錠、消灯、清掃等を行うこと。
- (8) 学校施設の開放時の安全管理に関すること。
- (9) 非常時に教育委員会に連絡すること。
- 2 運営委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。
- 3 運営委員会に顧問を置き、当該運営委員会が置かれる開放学校の校長をもって充てる。
- 4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。 (利用者登録)
- 第4条 規則第2条第2項の登録(以下この条において単に「登録」という。)を受けようとする者は、学校体育施設開放事業使用団体登録申請書(別記様式第1号)に団員名簿(別記様式第2号)及び誓約書(別記様式第3号)を添えて申請をしなければならない。ただし、当該年度の11月をもって、申請受付を終了する。
- 2 おおむね10人以上の者により組織されている団体(継続団体にあってはこの限りではない。)であって、構成する者のおおむね2分の1以上の者が規則第2条第2項第1号アからウまでに掲げる者であるものでなければ、登録を受けることができない。
- 3 規則第2条第2項第1号アの適当と認める区域は、当該適当と認める区域の適用がないとしたならば、同号ア、イ又はウに掲げるいずれかの者が主たる構成員とならない団体に限り、中学校(開放学校の通学区域をその通学区域に含むものに限る。)の通学区域とする。
- 4 1の団体は、2以上の学校施設に係る登録を受けることができない。
- 5 教育委員会は、登録をしたときは、学校体育施設開放事業使用団体登録証(別記様式第4号)を第1項の申請をした者に交付するものとする。
- 6 登録は、学年の末日までに限り、その効力を有する。
- 7 登録を受けた団体(次項及び次条において「登録団体」という。)は、登録を受けた事項に 変更があったときは、教育育員会にその旨を届け出なければならない。
- 8 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すこと ができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (2) 規則及びこの細則の規定に違反したとき。
- (3) 教育委員会又は学校管理者の指示に従わないとき。
- (4) 運営委員会の円滑な運営に協力しないとき。

(利用申請)

- 第5条 規則第2条第1項の校長の許可を受けようとする登録団体は、学校体育施設使用許可申請書(別記様式第5号)により申請をしなければならない。
- 2 前項の申請は、当該申請に係る開放学校の運営委員会が開く日程調整会議を経て、行うものとする。

(夜間照明設備の使用を伴う運動場の利用申請)

- 第6条 規則第3条第1項の教育委員会の許可を受けようとする者は、学校運動場夜間照明施設 使用許可申請書(別記様式第6号)により申請をしなければならない。
- 2 前項の申請は、利用しようとする日の属する月の前月の21日(その日が日曜日等にあたるときは、その日後において最初の日曜日等以外の日。次項において「申請開始日」という。) から行うことができる。
- 3 申請開始日に限り、教育委員会は、抽選会を実施し、同会で申請のあった申請開始日に行われた申請のうち、同一の日の同一の学校施設に係る申請が2以上あったときは、即座に抽選を行い、利用する者を決定するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の抽選を行った後においては、申請を受け付けた順序に従って許可をするものとする。

(雑則)

第7条 規則第2条第1項の許可又は規則第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る日 に学校施設を利用することができなくなったときは、速やかにその旨を校長又は教育委員会に 届け出なければならない。

附則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則(昭和52年4 月1日制定)は、廃止する。

附則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

#### 学校体育施設開放事業使用団体登録申請書

年 月 日

和歌山市教育委員会 教育長 阿形 博司 様

代表者氏名			
生年月日	年	月	日
住 所 <sup>〒</sup> (所在地)			
電話	_		
携帯電話	 _		
F A X	_		
メール			

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則第4条の規定により、次のとおり使用団体登録の申請をします。

なお、登録にあたって当申請書、団員名簿及び誓約書を学校及び運営委員会へ供覧することに同意します。

施設	学校名	学校	種別		体育館	•	運動場	
	団体名							
估	競技名							
用 団	<b>9</b>	- 実費免除団体該当の有無		有	•	無		
<ul><li>設 使用団体</li><li>管理責任者</li><li>事務担当者</li><li>連絡</li><li>(上 電機 氏 上 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工</li></ul>	登録	和歌山市スポーツ少年団		有	•	無		
	の有無	総合型地域スポーツクラブ		有	•	無		
管理	氏 名		生年月日		年	月	日(	歳)
産責に	住 所							
者	電話 (携帯電話)		FAX					
事	氏 名		生年月日		年	月	日(	歳)
担	住 所							
者	電話 (携帯電話)		FAX					
津	氏 名		生年月日		年	月	日(	歳)
選絡 者	住 所							
相	電話 (携帯電話)		FAX					

※記載された個人情報については、当事業の目的外には使用しません。

派付聿箱:	団昌夕籓	(別記様式第2号)	些約書	(別記様式第3号)

- 団体確認欄(確認した項目にチェックを入れてください。)
- □規則等の確認 □学校からの注意事項 □運営委員会の運営について □日程調整について

### ※以下、事務局記入欄

- □和歌山市スポーツ少年団の加盟団体又は総合型地域スポーツクラブ
- □代表者(事業所)の校区 □各担当の記載 □団員数 □校区内在住者割合

団体名:

NO.

簿 名  $\operatorname{Im}'_{\!\scriptscriptstyle \backslash}$ 1

別記様式第2号 (第4条関係)

	区 中学校区									
	字校     字校区									
Zп	7									
学いれる	所在地									
申請校区内に在住していない場合	通学校又は勤務先の所在地									
に在住	2又は勤									
校区内	通学核									
世	ᄺ									
	通学校名又は勤務先名									
	学校名又									
学校区	小学校区 中学校区									
	小学									
\ <u>\</u>	Ы									
4	#									
- \frac{1}{4}	量十									
	生年月日   1									
<del>1</del>	#									
4	允									
F.	K									
	番行					10				

※年齢は、令和6年4月1日現在で記入してください。
※申請校区内に在住していない場合、勤務先または通学校名、所在地、学校区を記入してください。
※記載された個人情報については、当事業の目的外には使用しません。

## 誓 約 書

和歌山市教育委員会

教育長 阿形 博司 様

私たちは、学校体育施設開放事業において、学校体育施設を使用するにあたり、以下の使用ルールを 誠実に守ります。

施設使用上のマナー違反や指定された場所以外の無断侵入・無断使用など、この誓約が守れなかった場合は、使用禁止や登録を抹消されても、一切異議を申し立てません。

- 1 使用する学校のきまりに従い、秩序ある学校施設の使用を行います。
- 2 運営委員会の円滑な運営に協力します。
- 3 事前に使用上の注意を受け、学校管理者の指示に従います。
- 4 部活動を含む学校関連行事、地域行事、市役所関連行事等の使用を優先し、使用許可が取り消されたときも異議を申し立てません。
- 5 営利目的での使用は行いません。
- 6 使用中は、団員、同伴者、見学者等の指導・監督を責任を持って行います。
- 7 使用後は、施錠を確認し、原状に復し、清掃を行い、学校教育に支障のない良好な状態に整備します。
- 8 施設、備品の破損または事故が生じた場合は、速やかに教育委員会及び学校管理者並びに関係機関に申し出て、その指示に従います。
- 9 使用時の事故については、使用者の責任及び負担となることを了承します。
- 10 使用する用具については、各自用意し、学校備品の使用については、学校管理者に事前に相談します。また、団体や個人が所有している物品を無断で施設内に保管しません。
- 11 運動場に設置しているものを移動させたり、グラウンドの形状を無断で変更することはしません。
- 12 自家用車の使用を控え、無断で校内への車両の乗り入れは行いません。
- 13 火気は使用しません。
- 14 校内へのアルコール類の持込み及び酒気帯びでの運動は行いません。
- 15 学校敷地内禁煙を守り、敷地外であっても近隣住民等に迷惑がかからないように節度ある喫煙を心がけます。

代表者氏名

- 16 その他、近隣住民の迷惑になるような行為を行いません。
- 17 その他学校体育施設開放事業に関する諸規定を遵守します。

			·	
団体名				

年

月

Н

#### 学校体育施設開放事業使用団体登録証

 登録番号第
 号

 年 月 日

様

和歌山市教育委員会 教育長

学校体育施設開放事業使用団体の登録をしたので、これを証する。

使用学校名	
施設種別	
団 体 名	
登 録 種 目	
有 効 期 間	
その他必要事項	

#### (注意事項)

- 1 この登録証は、責任者が保管すること。
- 2 登録証は、他に転貸してはならない。
- 3 登録証を紛失したときは、速やかにその理由を付して教育委員会に届け出ること。
- 4 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出ること。
- 5 学校体育施設開放事業に関する諸規定、教育委員会、学校長及び運営委員会の指示等に違背したときは、登録を取り消すことがある。
- 6 未提出書類などがある場合は、登録を取り消すことがある。

### 学校体育施設使用許可申請書

年 月 日

学校長 様 和歌山市立

登録団体名

代表者氏名 雷 話

携帯電話

和歌山市立小学校、中学校及び義務教育学校の施設の開放に関する実施細則第5条の規定に より、次のとおり体育施設の使用許可を申請します。

使用日時	1	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
( 準備及び整備の時	2	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
間を含む)	3	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
	4	年	月	月 (	曜)	時	分から	時	分まで
	5	年	月	月 (	曜)	時	分から	時	分まで
	6	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
	7	年	月	月 (	曜)	時	分から	時	分まで
	8	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
	9	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
	10	年	月	月 (	曜)	時	分から	時	分まで
	11	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
	12	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
	13	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
	14	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
	15	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
	16	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
	17	年	月	日 (	曜)	時	分から	時	分まで
施設種別							実費免 除団体	有	• 無
使用付属設備 運動用具							が団体の該当	有	· <del>////</del>

上記、使用日時については、年月日の日程調整会議で調整済である。

年 月 日

和歌山市立 学校体育施設開放運営委員会

委員長

上記の申請による体育施設の使用について、次のとおり許可します。

学校体育施設使用許可証

許可番号 第 年 月 日

和歌山市立 学校長

※原本は運営委員会で保管してください。

※学校関連行事、地域行事、市役所関連行事、その他管理運営上支障がある場合は、使用許可が取り消さ れることがあります。

# 学校運動場夜間照明施設使用許可申請書

_		<u></u>	^															年		月	日	
	コ歌山市: 対育長	教育多	<b>委員会</b>	ŧ 様																		
							住		所													
						申請者	寸	体	名													
						中明省	氏		名													
							電		話		_			-								
						なび義務教育 請します。	育学	校の	施討	との開	放し	に関っ	する実	施細	則第	6条6	カ規	定に。	より	、次の	とお	IJ
使	用		場		所	<u> </u>		紀	之川	中		和口	<u> </u>		和中							
	・・- 用する学校 I					城東中		-	北中			浜口			進中							
使	 用				的	77777								用予		数					人	
					_																	
使	用	の	其	月 ———	間		年		月	E	1(	)	午後	7時C	0分	から午	-後	10時	00:	分まで	-	
使	用	責	仨	£.	者	口申請者と	:同じ			住	j	听										
IX.	713	夹	1-	L	П					電	į	話		_		-	-					
そ	の他	必	要	事	項																	
	. — — —				_																	
						学校運	動	場	夜「	間照	明	施	設利	用	券							
																許可都	番号	<u>1</u>			号	
																		年		月	日	
蓚	で 間照明	施設管	<b></b>	、様	<u> </u>													•		,,	_	
使	用		場		所	河西中		紀	之川	中	則	和口	Þ	西	和中							
(使月	用する学校し	こ〇印を	を付けて	ください	.)	城東中		河:	北中	I	西	浜口	þ	日	進中							
使	用		目		的							ſ	吏 用	予	定	人类	女				人	
使	用	の	Д Д	月	間		年		月	E	1(	)	午後	7時C	0分	から午	-後	10時	00:	分まで	<u> </u>	
使	用	責	任	£	者							Ē	<u> </u>	話			_			_		
					$\dashv$		<u> </u>	又扱:	者印.	なき:	ŧ <sub>י</sub> の		無効と		しま	<b>す</b> 。						

夜間照明施設の点灯は、この利用券を管理人に渡してからです。

囙

取

扱